

例年、以下のようなケースが多く見受けられますので、申請の際には特にご注意ください。

○過去の様式を使用している。

→一部の記載項目のみ過去の様式のものとなっている場合も審査の対象外となります。
最新の様式を使用してください。

○WordファイルからPDF化した際に、ページ内に記載が収まっていない。

→枚数制限のある項目については、PDFにした状態で制限枚数以内に収まるようご確認ください。

○URLのリンク切れやコピーペーストのミスがある。

→URLを記載する場合には、すべて適切なページへリンクするようご確認ください。

○使用不可な記載項目に図表、画像、ハイパーリンクが使用されている。

→図表、画像、ハイパーリンクについては、使用が認められた記載項目にのみ挿入してください。

○制限枚数内に収めるために、書式設定を変更している。

→書式設定（文字数、行数、フォント、余白等）については変更しないでください。

○様式に黒字で記載されている項目名等が変更・削除されている。

→記載項目については変更・削除しないでください。

FAQ 1

表彰に関して副賞のようなものは授与されるのか。

回答

4月頃に表彰式を行い、表彰状と副賞としてメダルを授与する予定です。

FAQ 2

過去に科学技術分野の文部科学大臣表彰を受賞している者を推薦しても良いか。

回答

異なる業績であれば推薦しても問題はありませんが、「表彰歴【科学技術分野の文部科学大臣表彰／叙勲・褒章】」において、過去の受賞時との相違点について記載いただく必要があります。

FAQ 3

過去に推薦して選定されなかったものは、今回の表彰に再度推薦することは可能か。

回答

推薦していただくことは可能です。なお、科学技術賞及び若手科学者賞については、「本表彰への過去推薦歴と今回候補案件の成果」について記載いただく必要があります。

FAQ 4

推薦機関 1 機関からの推薦件数には制限はないか。

回答

異なる候補者であれば、同一機関からの推薦件数には、制限を設けていません。

FAQ 5

1 名の推薦者が複数名の候補者の推薦書を書いてもよいか。

回答

推薦書を記載する方は、候補者の業績等をよく知っている方であればよく、1 名の推薦者が複数名の候補者の推薦書を書いても問題ありません。

FAQ 6

海外赴任中のため、日本国内に住民票がない場合、他の証明書で代用可能か。

回答

住民票の提出が難しい場合は戸籍抄本をご提出ください。

FAQ 7

本務先が推薦機関とは異なる組織の者について、推薦することは可能か。

回答

推薦機関とは別に所属先がある場合であっても、推薦いただくことは可能です。
なお、推薦される際は、重複推薦とならないように当該候補者の別の所属先とご調整の上、ご推薦ください。

FAQ 8

候補調査書において「※申請書類等について、推薦要領の記載事項若しくは所定の様式を満足しない場合、又は、不実、虚偽の記載の事実等があった場合は、審査の対象から除外します。」との記載があるが、除外となった場合は、審査の結果、受賞該当者とならなかった場合と異なる方法により通知されるのか。

回答

審査の対象から除外となった場合、特段の通知は行いません。

FAQ 9

申請書類提出後に、論文一覧等のURLが「http」であるのにリンク先にアクセスする際に「https」に変更されてしまい、リンク先にアクセスできないと指摘があった。「http」アドレスのものがあれば、事前にPDF等を添付したほうが良いか。

回答

当省のシステムの問題と思われるため、PDF等の添付は不要です。

FAQ10

特許・実用新案について、出願年と登録年のどちらの新しい順で記載したらよいか。

回答

登録年の新しい順で記載してもらいたい。

FAQ11

著書一覧について、締め切り後に出版予定の著書は記載してもよいか。

回答

申請書類の提出締め切り後に出版予定の著書につきまして、著書等一覧への記載は可能です。オンラインで内容を確認できない場合と同様に表紙、前書き及び候補者が執筆したことがわかるページの写しを添付してください。

- 科学技術賞、若手科学者賞、創意工夫功労者賞、研究支援賞（申請書類の提出方法）

文部科学省研究振興局振興企画課奨励室

電話：03-5253-4111（内線 4071）

E-mail：sinsyore@mext.go.jp

- 研究支援賞（候補者の要件、申請書類の記載要領等）

文部科学省科学技術・学術政策局

人材政策課人材政策推進室

電話：03-5253-4111（内線 5821）

E-mail：kiban@mext.go.jp